

令和4年度

# 一般廃棄物処理実施計画

白川町

## 第1章 白川町一般廃棄物処理計画

### 第1 処理の基本方針

- 1 生活系一般廃棄物（以下「生活系ごみ」という。）は、排出者が自ら処分できるものの他は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年条例第28号。以下「条例」という。）及び白川町一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定。以下「基本計画」という。）の定めるところにより町（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1項及び第2条の3第1項に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下「委託業者」という。）並びに可茂衛生施設利用組合（以下「可茂衛生」という。）を含む。）又は法第7条に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が処理する。
- 2 事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）は、事業者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、法、条例及び基本計画の定めるところにより、可茂衛生のごみ処理施設（以下「ささゆり」という。）を利用又は許可業者に委託し処理する。
- 3 一般廃棄物の排出者は、分別等を行うことにより再資源化・再生利用にできるよう努める。
- 4 火災に伴い発生する廃棄物（以下「災害ごみ」という。）及びボランティア清掃等により収集された廃棄物については、町が定める生活系ごみに準じて処理する。

### 第2 計画区域

白川町全域とする。

### 第3 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 第4 ゴミ処理実施計画

### 1 生活系ごみの処理計画

生活系ごみの分別区分（発生量、処理量の見込み）

区 分	発生量 t / 年	処理量 t / 年	収集体系		処理の体系		
			方法	回収	処理主体	処理方法	
可燃ごみ	1,000	1,000	町	週3回	可茂衛生	焼却 焼却灰は、再資源化又は埋立処分	
可燃ごみ (木くず) 下段：辰野町	1,500 50	1,500 50	許可業者 自己搬入	随時	東濃ひの き製品流通(協)	焼却 焼却灰は、再資源化又は埋立処分	
不燃ごみ	ガラス	27	27	委託	年6回	可茂衛生	破碎し有価物の選別回収後溶融処分
	金物	60	60	委託	年6回	可茂衛生	破碎し有価物の選別回収後溶融処分
	陶磁器類	22	22	委託	年2回	委託業者	埋立処分
粗大ごみ	可燃系	40	40	委託	月1回	可茂衛生	焼却 焼却灰は、再資源化又は埋立処分
	不燃系	40	40	委託	月1回	可茂衛生	分別し再資源化
特別ごみ	蛍光管・水銀式体温計	2	2	町	年6回	可茂衛生	破碎、分別し再資源化
	乾電池	4	4	町	随時	可茂衛生	処理業者へ引き渡し処分
資源ごみ	缶	11	11	委託	月1回	委託業者	選別圧縮後リサイクル業者へ引渡し
	ビン	36	36	委託	月1回	可茂衛生	選別処理後リサイクル業者へ引渡し
	ペットボトル	18	18	町	月1回	委託業者	選別圧縮後リサイクル業者へ引渡し
	発泡スチロール・トレイ	4	4	町	月1回	委託業者	選別圧縮後リサイクル業者へ引渡し
	雑誌類	60	60	PTA等の活動団体	随時	収集運搬業者	再生処理業者へ引渡し
	新聞紙	60	60				
	段ボール	45	45				
	廃繊維類	12	12				
スチール缶	1	1					
牛乳パック	2	2					
空きビン	6	6					
アルミ缶	3	3					
使用済み小型家電	4	4	委託	月1回	委託業者	収集運搬業者に委託し、処理業者へ引き渡し処分	
家電4品目			許可業者自己搬入	随時	製造業者等		
火災ごみ			町許可業者	随時	町	可茂衛生	
道路上で死亡した飼主不明の動物死体			町	随時	町	可茂衛生	

### 1) 可燃ごみ

- ・集積場所 町指定「燃えるごみ収集場所」看板設置箇所
- ・排出方法 町指定「もえるごみ収集袋」を使用

種類(サイズ)	寸法	厚さ
可燃(大)	880×550	0.025mm
可燃(小)	670×450	0.025mm

- ・手数料 条例第4条第1項による
- ・収集日程 毎週月・水・金曜日
- ・特記事項 収集日が、祝日と重なる場合も収集を行う。  
年末年始及びささゆりの定期点検日はごみ収集を行わない。

### 2) 可燃ごみ(木くず)

排出者は、可燃ごみとして排出できない場合は、許可業者も収集運搬を依頼するか、再資源化施設の東濃ひのき製品流通協同組合へ自ら搬入する。

### 3) 不燃ごみ

- ① 不燃金物
- ② 不燃ガラス
- ③ 陶磁器類

- ・集積場所 町指定「燃えないごみ収集場所」看板設置箇所
- ・排出方法 町指定「不燃ごみ収集袋、陶器専用収集袋」を使用

種類(サイズ)	寸法 mm	厚さ mm
不燃(大)	1,000×650	0.06
不燃(小)	650×450	0.06
陶器(大)	670×490	0.09
陶器(小)	520×450	0.09

- ・手数料 条例第4条第1項による。
- ・収集日程 別紙1のとおりとする。

### 4) 粗大ごみ

- ① 可燃粗大ごみ
- ② 不燃粗大ごみ

- ・集積場所 町指定「燃えないごみ収集場所」看板設置箇所
- ・排出方法 町指定「粗大ごみシール」を使用
- ・手数料 条例第4条第1項による。
- ・収集日程 別紙1のとおりとする。
- ・特記事項 粗大ごみは、町指定燃えるゴミ収集袋及び不燃ごみ収集袋に入らない大きさの物とし、集積所に出せる物は、寸法230cm×130cm×80cm以下、重量30kg(一人で持てる重さ)程度までの物とする。上記の大きさを超える物は、各家庭より直接、許可業者に収集・運搬を依頼するものとする。

### 5) 特別ごみ

- ① 蛍光灯・水銀式体温計
- ② 乾電池

- ・集積場所 別紙2のとおりとする。
- ・排出方法 乾電池及び蛍光管回収ボックスに投入
- ・手数料 無料
- ・収集日程 別紙1のとおりとする。

### 6) 資源ごみ

- ① 缶
- ② ビン
- ③ ペットボトル
- ④ 発泡スチロール・トレイ
- ⑤ 資源回収品目

- ・集積場所 ①及び②は、町指定「燃えないごみ収集場所」看板設置箇所別  
③及び④は、別紙2のとおりとする。  
⑤は、回収団体指定の場所
- ・排出方法 ①及び②は、町指定「資源袋」を使用

種類（サイズ）	寸法	厚さ
資源袋	880×550	0.05mm

- ③及び④は、回収ボックスに投入  
⑤は、回収団体の指示による。
- ・手数料 ①及び②は、条例第4条第1項による。  
③から④は、無料
- ・収集日程 ①から④は、別紙1のとおりとする。  
⑤は、回収団体の指定日とする。

#### 7) 使用済小型家電

- ・集積場所 別紙2のとおりとする。
- ・排出方法 回収ボックスに投入
- ・手数料 無料
- ・収集日程 随時

#### 8) 家電4品目

家電4品目とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条及び第2条に掲げる、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の家電製品を示す。

排出者は、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき、小売業者に引取を依頼するか、許可業者に収集運搬を依頼するか、又は製造業者等が指定する引取場所へ自ら搬入する。

#### 9) 火災ごみ

火災ごみは、火災ごみ災害廃棄物処理計画に基づく。ただし、業者による解体を依頼する場合においては、産業廃棄物 一般般廃棄物が混在するのを避けるため、解体作業着手前に先行して一般廃棄物処理を行うこと。

#### 10) 道路上で死亡した飼主不明の動物死体

町が直接又は、委託業者により収集運搬し、可茂衛生の火葬施設（可茂聖苑）において焼却する。

#### 11) 処理できないごみ

ささゆりで処理できないもののうち、下記に物は廃棄物収集運搬許可業者で一時的保管し、可茂衛生が管内の市町村分をとりまとめ、許可業者に運搬を委託して最終処分場で処理する。

これらについて、下記管内市町村でとりまとめるものに記載があるもの以外は、排出者の責任において適正に処理すること。

内市町村でとりまとめるもの

石膏・石膏ボード（プラスターボード）、サーフボード、車のパーツ（バッテリーは不可）、浴槽、ユニットバス、つけもの石（加工品）・砥石、ボウリングの玉、農業用ビニールシート、ブルーシート、ピアノ、ピアノ線、太陽熱温水器・電気温水器等、パチンコ・スロット台、断熱材（グラスウール、石綿が含まれているものまたは不明なものはスレートに分類）、金庫、ドラム缶、太さ10cm以上の木類、スレート（石綿含有）、金庫（石綿含有）
---

## 12) 収集しないごみ

粗大ごみで定めた寸法及び重量を超えるごみ、引越し等により町の収集に出せないごみは、各自以下の方法で適宜、適正に処理すること。

- ・専門業者に引取りを依頼し、処理すること。
- ・許可業者に収集運搬を委託し、処理すること。

## 2 事業系ごみの処理計画

事業活動に伴って生じた事業系ごみは可能な限り再資源化に努め、ごみとして排出するときは事業者の責任において適正に処理するものとする。なお、可茂衛生のごみ処理施設における事業系ごみの処理に関する業務の提供を受けるには、事業者自らによる直接搬入又は許可業者への業務委託のいずれかの方法により受けることができる。また、一般廃棄物の処分業の許可業者にて処分を行うこともできる。

種 類	発生量 t/年	処理量 t/年	収 集 体 系		処 分	
			方 法	回収	処理主体	処 理 方 法
可燃ごみ	400	400	自己搬入 許可業者	随時	可茂衛生	焼却 焼却灰は再資源化 又は埋立処分
不燃ごみ（一部の資源を含む）	0	0	自己搬入 許可業者	随時	可茂衛生	焼却 焼却灰は再資源化 又は埋立処分
粗大ごみ	0	0	自己搬入 許可業者	随時	可茂衛生	破碎し有価物の選別回収後熔融処分

### 1) 可燃ごみ

生活系ごみの例による。廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さなど、標準的な生活系ごみと同様で少量であるもの。

### 2) 不燃ごみ（一部の資源物を含む）

- 生活系ごみの例による。産業廃棄物に該当しないものであって、標準的な
- (1) 事業者が自ら又は白川町が許可した収集運搬業者によって可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパークへ運搬し、処分するものとする。また、これによりがたいときは、生活系一般廃棄物の処理方法と同様に処理を行うことができる。
  - (2) 事業活動に伴う一般廃棄物の内、資源ごみ、不燃ごみについては、一般廃棄物処分業許可施設において処分することができる。

### 3) 粗大ごみ

生活系ごみの例による。産業廃棄物に該当しないものであって、標準的な生活ごみと同様なごみ質で少量であるもの。最大の長さ230cmとするが、詳細は可茂衛生に確認すること。

- ①可燃系
- ②不燃系

## 第5 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- 1 生ごみは、生ごみ処理機やコンポストの利用を促進し、堆肥化等による可燃物の減量化を図るよう推進する。
- 2 分別収集の種類を出来るだけ多くするよう努める。
- 3 包装ごみの排出を抑制するため、「過剰な包装は望まない、行わない」を基本として、町民・事業者へ呼びかけを行う。
- 4 事業者による「ごみになるものを作らない、売らない」行動を促すとともに、事業活動による廃棄物の減量化・資源化について、事業者の自主的な取り組みを指導する。

- 5 ごみの排出状況や排出抑制の必要性など、ごみに関する情報を町民・事業者  
に積極的に発信し、排出抑制の行動を促す。

## 第6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

### 1 排出者の義務

- (1) 可燃物として排出する生ごみは、水切りを十分行うこと。
- (2) ごみ袋は、町指定の袋に入れ、自治会名、氏名を記入すること。
- (3) 指定された収集場所へ、決められた時間までに搬出すること。
- (4) 可燃・不燃粗大ごみは、シールを貼って搬出すること。
- (5) 230 cm×130 cm×80 cmを超えるものは、町が許可した収集運搬業者  
に排出者が直接依頼すること。
- (6) ごみ袋には、有毒性若しくは危険性のあるもの又は悪臭を放つもの、そ  
の他処理作業に支障を来すおそれのあるものを混入させてはならない。

## 第7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

該当なし

## 第8 その他処理に関し必要な事項

- 1 環境美化作業について  
各自治会ごとに春、秋に2回程度実施するものとする。なお、本作業によっ  
て排出するごみについては、生活系一般廃棄物の処理方法と同様に処理する  
ものとする。
- 2 町が管理する道路上で死亡した飼主不明の動物死体  
町が直接収集運搬し可茂衛生の火葬施設（可茂聖苑）において処理する。

## 第9 生活系及び事業系一般廃棄物の収集運搬業者

町が委託又は許可した収集運搬業者とする。

## 第2章 白川町一般廃棄物(生活排水)処理計画

下水道事業のない本町の生活排水は、合併処理浄化槽による処理を行っている状況であり、合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、公共用水域の水質保全を目指している。

生活排水は下表のとおり処理するものとする。そのうちし尿ならびに浄化槽汚泥を排出する場合は定められた方法に従い、適正に処理するものとする。

生活排水処理人口

処理の方法	処 理 区 域	処 理 人 口
未処理区域	町内全域	782人
単独浄化槽	町内全域	615人
合併処理浄化槽	町内全域	6,335人
農業集落排水施設	なし	0人
公共下水道	なし	0人
合 計		7,732人

### (1) し尿・浄化槽汚泥

区 分	発生量 kl/年	処理量 kl/年	収 集 体 系		処 理 の 体 系	
			方法	回収	処理主体	処理方法
し 尿	650	650	許 可 者	随 時	可茂衛生施設利用 組合 緑ヶ丘クリーンセンター	処理施設で処分
浄化槽汚泥	7,600	7,600	許 可 者	随 時	同 上	同 上

### (2) 発生量及び処理量の見込み

区 分	令和4年度見込み量 kl/年	令和3年度 kl/年
生し尿	650	650
浄化槽汚泥	7,600	7,600
農業集落排水汚泥	—	—
合 計	8,250	8,250



(3) 処理主体

種類	処理区分	処理主体			
		収集・収集回数・運搬			処理
生し尿	し尿処理	許可業者	随時	(有)岐東衛生社	可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター
浄化槽汚泥		許可業者	随時	(有)岐東衛生社	可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター
農業集落排水汚泥		許可業者	—	—	—

(4) 排出抑制・再資源化計画

① 排出抑制の方法

汚泥濃縮車を導入等を検討し、汚泥量の減量を図る。

② 再資源化の方法及び量

対象物	再資源化の方法	再資源化の量
し尿・汚泥	内燃式炭化	20t/年

③ 関連施設の概要

施設名	所在地	型式	公称能力
可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市牧野 1912番地2	汚泥再生処理	100kl/日

(5) 収集・運搬計画

種類	収集運搬量 kl/年	収集区域	収集回数	収集方法
生し尿	650	町内全域	別紙日程表 【別紙3】	バキューム式収集 運搬車による戸別 方式
浄化槽汚泥	7,600		年1回以上	バキューム式収集 運搬車及び汚泥 濃縮車による戸別 方式
農集排施設汚泥	—			

(6) 中間処理計画

① 処理施設の概要

施設名	所在地	型式	公称能力
可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市牧野 1912番地2	汚泥再生処理	100kl/日

② 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳

搬入者	種別	搬入予定量kl/年	令和3搬入kl/年	使用車両台数
(有) 岐東衛生社	生し尿	600	600	ハキューム車2.7t 2台 ハキューム車3.7t 4台 ハキューム車10t 3台
	浄化槽汚泥	8,000	7,600	汚泥濃縮車 1.6t 1台

③ 残渣の量及び処分方法

種類	発生量	処分方法
し 渣	0.4 m <sup>3</sup> /日	焼 却

(7) 最終処分計画

① 最終処分場の概要

最終処分場名	所在地	埋立処分地面積	埋立容量
可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市牧野1912番地2	9,400m <sup>2</sup>	33千m <sup>3</sup>

②搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳量及び年間埋め立て量(覆土量を含む)

③埋め立て計画(埋め立て区域、埋立方法等) ※②③添付省略

【別紙1】

不燃ごみ、陶磁器、粗大ごみ

地区名	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
黒川地区 (山寄を含む)	A	26		27		29		27		26		24	
	B		27		27		28		28		27		29
白川口・和泉 ・中野・蘇原	A	27		28		30		28		27		27	
	B		30		28		29		29		30		30
広野・大山・ 坂ノ東・佐見	A	28		29		31							
	B		31		29								
全 町	C	14						13					
	D	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
	E	28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23

A：不燃ガラス、粗大ごみ

B：不燃金物、粗大ごみ

C：陶磁器類

D：資源発砲トレイ

E：資源ペットボトル

【別紙 2】

	収 集 場 所	PET・発泡トレイ・蛍 光灯・水銀体温計	乾電池	牛乳 パック	使用済 小型家電
白 川 地 区	役場本庁	●	●	●	
	町民会館	●	●	●	●
	高木司法書士事務所	●			
	泉野消防詰所		●		
	水戸野公民館	●	●		
	宇津尾製茶工場	●			
	J R 下油井駅	●	●		
	白川北ふれあいセンター	●	●	●	
	白川小学校		●		
	町管理センター	●			
	大利公民館	●	●		
	サンシャイン美濃白川		●		
蘇 原 地 区	J A 切井営業所	●	●		
	蘇原ふれあいセンター	●	●	●	
	J A 白川営農経済センター		●		
	三川消防詰所	●			
黒 川 地 区	黒川ふれあいセンター	●	●	●	●
	ぬいや商店		●		
	下之平公民館	●	●		
	中新田消防詰所	●			
	藤吉オルガン前	●			
佐 見 地 区	下新田可燃ごみステーション	●			
	佐見ふれあいセンター	●	●	●	
	J A 佐見営業所		●		
	成山公民館	●	●		

【別紙3】

令和4年度 し尿汲み取り日程表

月 地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
佐見	1日(金)	6日(金)	1日(水)	1日(金)	2日(火)	2日(金)	4日(火)	1日(火)	2日(金)	6日(金)	1日(水)	1日(水)
白川北	5日(火)	6日(金)	1日(水)	1日(金)	3日(水)	2日(金)	4日(火)	1日(火)	6日(火)	6日(金)	1日(水)	1日(水)
河岐の島・ 下金を含む		10日(火)	3日(金)	5日(火)	5日(金)	6日(火)	5日(水)	2日(水)	7日(水)	11日(水)	3日(金)	3日(金)
白川	5日(火) 6日(水)	10日(火) 11日(水)	7日(火) 8日(水)	5日(火) 6日(水)	5日(金) 9日(火)	6日(火) 7日(水)	5日(水) 7日(金)	2日(水) 8日(火)	7日(水) 8日(木)	11日(水) 12日(木)	3日(金) 7日(火)	3日(金) 7日(火)
黒川	13日(水) 14日(木)	17日(火) 18日(水)	14日(火) 15日(水)	12日(火) 13日(水)	19日(金) 23日(火)	13日(火) 14日(水)	13日(木) 14日(金)	11日(金) 15日(火)	14日(水) 16日(金)	17日(火) 18日(水)	9日(木) 10日(金)	9日(木) 10日(金)
蘇原	15日(金) 19日(火)	19日(木) 20日(金)	17日(金) 21日(火)	14日(木) 15日(金)	24日(水) 25日(木)	16日(金) 21日(水)	18日(火) 19日(水)	16日(水) 18日(金)	20日(火) 21日(水)	20日(金) 24日(火)	14日(火) 15日(水)	14日(火) 15日(水)